

入 札 心 得 書

第1 入札希望者は、本心得書を熟読の上、入札してください。

第2 現物と公告物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3 入札の参加を承認された者は、入札開始前までに、入札金額の100分の3以上に相当する金額を入札保証金として納付していただきます。落札者が期間内に契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。入札保証金に利子は付しません。

第4 入札に参加する者は、入札前に必ず「入札参加承認通知書」及び入札保証金の納付を証する「納額告知書兼領収証書」を担当者に提出してください。

第5 代理人により入札する場合は、入札前に必ず「委任状」及び委任者の「印鑑登録証明書」を担当者に提出してください。

第6 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に入札場所に差し出さなければなりません。

第7 入札書には、入札者の住所及び氏名を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。

第8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。

第9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加承認通知書を提出していないもの
- (2) 1人で2通以上の入札書を提出したもの
- (3) 公告及び本心得書の条項に違反するもの
- (4) 担当者が入札書不完全と認めたもの
- (5) 入札書の金額を訂正したもの
- (6) 郵送又は電報をもって、入札書を送付してきたもの
- (7) 公有財産に関する事務の従事者がするもの
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたもの
- (9) 無権代理人がしたもの

第10 開札は入札者の面前で行います。

第11 落札者は、旭川市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。

ただし、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに「くじ引き」によって落札者を決定します。

落札者に対しては、後日落札決定通知書により通知します。

第12 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとします。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき。
- (2) 落札者が期間内に契約を締結しないとき。
- (3) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
- (4) 法令及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年規則第22号）に違反する事項が生じたとき。

第13 売買契約を締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付していただきます。契約を解除したときは、契約保証金は市に帰属します。契約保証金に利子は付しません。

第14 落札決定通知の日から7日以内に土地売買契約（仮契約を含む。）を締結します。

- (1) 土地売買仮契約締結後、旭川市議会の議決日をもって本契約に移行します。本契約移行日の翌日から20日以内に売買代金の全額を納付してください。
- (2) (1)の契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

第15 契約上の主な制限及び禁止事項等は、次のとおりとします。

- (1) 売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用地に供しないこと。
- (2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者の事務所その他これに類するもの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売却物件を貸与しないこと。
- (3) 落札者が、(1)又は(2)の条件に違反した場合は、売買代金の20%に相当する金額を違約金として本市に支払わなければなりません。

第16 本心得書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、旭川市契約事務取扱規則及び旭川市公有財産規則（昭和58年旭川市規則第41号）の定めるところに準じ処理します。